

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた 取組方針の見直しについて

Ⅲ これまでの主な取組状況について

2 適切な避難指示の発令

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.54)』(修正)

『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.32)』(修正)

『北部建設事務所管内(P.32)』(修正)

○ 洪水浸水想定区域の指定

洪水氾濫による人的被害の軽減を図ることなどを目的として想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により河川※が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定・公表を進め、令和4年度には、県が管理する499河川を対象とした洪水浸水想定区域を指定しました。

また、指定した洪水浸水想定区域をもとに、水位到達情報等の伝達方法や避難場所・避難経路に関する事項を地域防災計画において定めるとともに、住民に周知するための洪水ハザードマップの作成・公表を進めているところです。

※洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した洪水予報河川及び水位周知河川

Ⅲ これまでの主な取組状況について

2 適切な避難指示の発令

『西部建設事務所管内【西ブロック】(P.54-55)』(修正)

『西部建設事務所管内【東ブロック】(P.32-33)』(修正)

『北部建設事務所管内(P.33)』(修正)

○ 水位情報の提供（危機管理型水位計の設置）

既存の水位観測所を設置していない河川のうち、平成30年7月豪雨により浸水被害が発生した河川や、近隣に避難所などの重要施設がある河川など、~~101ヶ所~~
~~(93河川)~~ 112ヶ所（105河川）に設置し、運用して~~おり~~います。

○ 河川監視用カメラの設置

平成30年7月豪雨により浸水被害が発生した河川や、人口・資産が集中する河川（水位周知河川等）を中心に設置しており、令和~~5~~6年度には~~35ヶ所~~57ヶ所を増設し、現在では~~158ヶ所~~180ヶ所で運用しています。